

島根県建設工事 総合評価方式 運用手引き（H25版）の主な改正点（お知らせ）

建設産業対策室
技術管理課

島根県建設工事 総合評価方式 運用手引きについて、平成25年6月1日以降に入札公告する工事から次のとおり一部改正しますので、主な改正点をお知らせします。

なお、詳細は運用手引きや各工事の入札公告・入札説明書でご確認ください。

1. 「地域に密着した工事」への地理的条件等の適用

地域維持を担う企業の確保・育成のため、「地域に密着した工事」※1に県土整備事務所管内毎の実情に応じて地理的条件、地域貢献度を採用する。

※1：「地域に密着した工事」とは・・・
 人家連担部の道路・河川・維持工事、急傾斜工事、ほ場工事など、現場の自然的・社会的条件に精通し、災害時の対応や除雪などの地域維持工事、ボランティア等の活動を担って地元から信頼のある企業が施工することが円滑な実施に繋がる工事

- ① 「地域に密着した工事」において、地理的条件（近隣地域での施工実績、会社所在地）を適用する。

これまで、ほ場整備や法面工事等に限定的に適用していたが、地域の実情に応じ、地理的条件の評価を行う。
 →関連記載ページ：20

- ② 「地域に密着した工事」において、地域貢献度は旧市町村単位などでの実績を優先評価する。

県管理道路・河川維持管理業務、県管理道路除雪業務、ボランティア活動の評価項目において適用する。

| | | | |
|---|--|---|---|
| 【地域密着型例】 過去2年間の県管理道路維持管理業務または河川維持管理業務の契約実績 (1回の契約期間が〇〇以上) | 過去2年間において、両年度とも〇〇〇〇※2での契約実績がある者 | 2 | 2 |
| | 過去2年間において、どちらかの年度に〇〇〇〇での契約実績がある者又は両年度とも〇〇〇〇以外で契約実績がある者 | 1 | |
| | 上記でない者 | 0 | |

※2：〇〇〇〇（旧市町村単位など）は実情に応じ地域設定する。

→関連記載ページ：17, 27, 32

2. 担当技術者の施工経験評価及び若手技術者の新規雇用評価の導入

若手技術者の人材確保・育成に資する評価項目として、担当技術者としての施工経験、若手技術者の新規雇用を導入する。

- ① 主任（監理）技術者、現場代理人としての同種工事の施工経験に加え、担当技術者としての施工経験を主任（監理）技術者、現場代理人と同等に評価する。

ただし、特別簡易型（1億円未満）に適用することとする。

→関連記載ページ：15, 16, 31

- 担当技術者としての施工経験については、同種工事の担当技術者としてコリンズ登録されているものに限り評価する。
- ただし、その評価にあたっては、必要に応じコリンズ登録（従事期間、担当工事内容）どおりに同種工事に従事したことがわかる資料（最終の工程表等）を提出する必要がある。

② 「労働福祉関連の状況」（高年齢者の雇用確保、障がい者雇用の実態、育児・介護休業に関する制度）の評価項目として、「若手技術者の新規雇用」を加える。

ただし、標準型（2億円以上）に適用することとする。

併せて、労働福祉関連の状況により評価している高年齢者雇用等について、現行法令の適用に照らし合わせ下表のとおりとする。 →関連記載ページ：18～19, 21～22, 33～34

| 評価基準 | | | | | |
|---|---|------|------------------|---------------------|--|
| 入札公告日前日における企業としての次の a～c（又は d）に掲げる項目を評価する。 | | | | | |
| a 高年齢者の雇用確保：下記のいずれかの措置が取られている場合 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・定年年齢が65歳を超えている ・65歳を超える年齢までの継続雇用制度がある ・定年の定めがない | | | | | |
| b 障がい者雇用の実態：下記のいずれかの実態がある場合 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率を適用される者…法定雇用率を超える雇用 ・法定雇用率を適用されない者…1人以上の雇用 | | | | | |
| c 育児・介護休業に関する制度：下記のいずれかの取組みがある場合 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律で定める制度を超える内容を含む制度を規定していること ・こころカンパニー（しまね子育て応援企業）に認定されていること | | | | | |
| (2億円以上) 標準型適用 | d 若手技術者の新規雇用：下記に該当する場合 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月1日以降に、若手技術者（新規雇用された日において満年齢29歳以下の技術者）を1人以上新規雇用していること。ただし、若手技術者は入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 | | | | |
| 標準型（a～dの該当項目で評価） | | | その他（a～cの該当項目で評価） | | |
| 評価基準 | | 加算点例 | 配点例 | 評価基準 | |
| a～dすべてに該当する場合 | | 3 | 3 | a～cすべてに該当する場合 | |
| a～dのうち2つ該当する場合 | | 2 | | a～cのうち1つまたは2つ該当する場合 | |
| a～dのうち1つ該当する場合 | | 1 | | 該当がない場合 | |
| 該当がない場合 | | 0 | | | |

3. 最低制限価格の試行継続

「平成24年2月補正予算（経済対策）等に伴う執行方針」の取扱いに基づいて、1億円未満の工事については最低制限価格を設定した入札の試行を平成25年度も継続する。

なお、1000万円未満の業務委託についても継続する。

→関連記載ページ：2, 9

4. 施工体制確認型総合評価方式の試行継続

施工体制確認型総合評価方式の試行を平成25年度も継続する。 →関連記載ページ：1～2, 6～8, 20

5. その他

次年度適用予定事項

●6 主な評価項目、(4)配点等、④地域貢献度（例）、過去2年間のボランティア活動等への参加実績について、平成26年度に下記のとおり評価基準を改訂する予定である。

| H26改訂後 | 現行 |
|--|---|
| <p>■評価基準</p> <p>◆…</p> <p>…また、会社としてのボランティア活動への参加実績またはハートフルしまねの参加実績は、<u>年間のべ人数として10名以上または従業員の半数（最低3名）以上が参加していること。</u></p> | <p>■評価基準</p> <p>◆…</p> <p>…また、会社としてのボランティア活動への参加実績は、<u>10名以上または従業員の半数（最低3名）以上が参加していること。</u></p> |

→関連記載ページ：17, 33